

## 4月1日「さぬき市」誕生

## 平成14年の春はさぬき国から

## 今日の別れから、明日の出会いへの誘い

「津田町」、「大川町」、「志度町」、「寒川町」及び「長尾町」の長年の悲願ともいえる合併・市制施行が、目前に迫ってまいりました。

慣れ親しんできた五つの町からは、それぞれの方々が「思い出」というたくさんの荷物を持って、夢や希望に満ち溢れた「さぬき市」という新しいまちを目指し、今春4月1日に旅立とうとしています。

今回は、「合併協議会だより」(最終号)として、合併・市制施行によって住所の変更が必要となる場合の手続きや新市の組織・配置などについて、特集してお知らせいたします。

## 「さぬき市」誕生に向けての諸手続き、着々と進む

昨年11月19日の総務大臣の官報告示により、市制施行(「さぬき市」誕生)が決定されていることから、現在合併関係5町においては、「さぬき市」への移行に向けた諸手続きが、着々と進められています。

以下、前回の合併協議会から合併・市制施行を目前に控えた現在までの主な流れについてお知らせします。

## ●合併・市制施行PR事業を展開

平成14年1月18日

総務大臣の官報告示により、事実上市制施行が決定したことを受け、合併関係5町では横断幕・懸垂幕を各庁舎など24箇所に設置、公用車に啓発用ステッカー(250枚)を貼付、また役場から発送する封筒にゴム印を押印するなどして、「さぬき市」誕生のPRを開始しました。

## ●ケーブルテレビ(CATV)整備説明会開催

平成14年2月1日～同年2月27日

2月1日から27日までの間、津田町(7回)及び志度町(14回)において、「さぬき市」のケーブルテレビ整備に伴う住民説明会が開催されました。

これは、「さぬき市」が21世紀の「IT社会」に対応したまちづくりを推進するため、津田町及び志度町地区にケーブルテレビの整備(大川町、寒川町及び長尾町は実施済み)を計画しており、その事業内容の説明を行ったものです。

期間中、延べ1,599人の方々が、新世紀の情報システムに熱心に耳を傾けました。

## ●さぬき市職員の内定者を発表

平成14年2月1日(第1次)

2月1日に市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、さぬき市に引き継がれ







## 合併協議会の解散に思いを寄せて

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会  
会長 小西俊雄

この度、大川郡西部5町の合併について協議をしてまいりました「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会」が3月31日をもって、解散することになりました。

平成12年4月1日の設置告示を経て、4月3日の第1回協議会からほぼ2年間にわたって、活動してまいりましたが、本年の3月14日開催の第19回協議会をもって、最終の会議となりました。

本協議会では、合併に関連する48に及ぶ協議項目について、紆余曲折もありましたが、各町の立場も尊重しながら慎重に協議し、結論を導き出して、今日を迎えることができました。

来る4月1日には、大川郡西部5町の合併が実現し、面積158.81km<sup>2</sup>、人口については5万7千人余りで県内4番目の規模となる「さぬき市」が発足することになります。この歴史的合併の実現にいたりますまで、ご尽力をいただきました関係各位に対し、深く感謝いたしますとともに、温かいご理解を賜りました住民の皆様へ、心からお礼を申し上げます。

さて、この合併は、地理的にも歴史的にも深いつながりを持つ5町が、東讃の中核都市として、より緊密に、そしてより一層大きく飛躍、発展するためになされたものであります。そして、更には20年後、50年後といった次の世代に対して、安心して暮らせるまちを準備しておくためのものであります。

新しく誕生する「さぬき市」には、激動といわれる21世紀を大きく展望し、住民の皆様が夢の持てる新しいまちづくりを進めていくことが望まれます。

最後になりましたが、今後とも住民の皆様のご支援、ご協力をお願いいたしまして、本協議会解散のご挨拶といたします。

## さぬき市への模様替えにご協力ください

4月1日にさぬき市が誕生し、新しい市としての業務を行うため、3月30日及び31日の両日、各事務所の引越し等が実施される予定です。

この引越し等をスムーズに展開するためには、事前の準備作業(3月中旬頃から梱包整理を開始)が必要となります。

つきましては、当該期間中、各事務所において書類及び梱包物の積上げ等、お見苦しい場面も予想され、ご迷惑をおかけするかも知れませんが、ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

る合併関係5町(新市に包含される一部事務組合を含む。)の一般職の職員の内定(人事異動)が発令されました。なお、3月20日ごろには、第2次の内定が予定されています。

●5町において合併協議会の廃止議案を議決  
平成14年2月下旬～  
同年3月上旬

2月下旬から3月上旬において招集された合併関係5町議会において、本年3月31日をもって合併協議会を廃止する議案の議決が行われました。これは、地方自治法第252条の6の規定によるもので、併せて香川県知事に対して合併協議会廃止の届出の手続きが行われます。

●市長職務執行者を決定  
平成14年3月5日

市長職務執行者については、5町長による協議の結果、小西俊雄氏(長尾町長)が選ばれました。これは、地方自治法施行令第1条の

2第1項の規定によるもので、普通地方公共団体(市町村)の設置があった場合は、関係普通地方公共団体の長であつた者の中から、その協議により職務執行者を定めることになっており、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行うこととなります。

●第19回合併協議会開催  
平成14年3月14日

平成12年4月3日に開催した「第1回合併協議会」以来、19回を数える合併協議会も、今回で最終回を迎えました。

今回の会議では、市長職務執行者により専決処分される条例及び新市誕生に向けた今後のスケジュール等が報告されました。

その後、小西会長(長尾町長)から各委員に対する謝辞と、約2年間にわたりお世話になった法定協議会も新市発足の前日、3月31日をもって解散(廃止)する旨の報告を行い、委員一同の拍手で、最終会議の幕を閉じました。

## お知らせ

合併関係5町間での転居に伴い2月13日から3月31日までの間に住民票が作成された方は、5月12日に想定されている「さぬき市長選挙」で投票することができません。

ご不明な点は各町選挙管理委員会でお尋ねください。

※合併関係5町=津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町

※さぬき市長選挙の投票日は、正式に決定されたものではありません。



# さぬき市の住所表記が変わります。

4月1日に誕生する「さぬき市」の町、字の区域及び名称の取扱いに関しては、合併協議会において次のように決定されています。

- 字の区域は従前のおりとする。
- 町、字の名称については、次のとおりとする。  
津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。  
志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。  
長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。ただし、字名「西」、「東」、「名」については、それぞれ「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。  
具体的には、右の表のとおりとなります。参考にしてください。

## さぬき市の郵便番号はどうなるの？

さぬき市の郵便番号は、次のとおりです。

<b>ツ</b> 津田町 津田	769-2401	<b>サ</b> 寒川町 石田東	769-2321
◇ 鶴羽	769-2402	◇ 石田西	769-2322
		◇ 神前	769-2323
<b>オ</b> 大川町 田面	761-0904	<b>シ</b> 昭和	769-2304
◇ 富田中	761-0902	<b>ソ</b> 造田(オレンジタウン)	769-2315
◇ 富田東	761-0903	◇ 乙井	769-2314
◇ 富田西	761-0901	◇ 是弘	769-2312
◇ 南川	761-0905	◇ 野間田	769-2313
		◇ 宮西	769-2311
<b>オ</b> 小田	769-2103	<b>タ</b> 多和	769-2306
<b>カ</b> 鴨部	769-2104	<b>ナ</b> 長尾西	769-2302
鴨庄	769-2102	長尾東	769-2301
<b>シ</b> 志度	769-2101	長尾名	769-2303
<b>ス</b> 末	769-2105	<b>マ</b> 前山	769-2305
		上記に記載がない場合	769-2300

## 電話番号はどうなるの？

さぬき市の電話番号は、当面従来どおりとなります。  
(将来的には高松局へ統一する方向で検討がなされる予定)



現在の表示	新市における表示	読み仮名
大川郡津田町津田○番地	さぬき市津田町津田○番地	つだ
◇ 鶴羽○番地	◇ 鶴羽○番地	つるわ
大川郡大川町南川○番地	さぬき市大川町南川○番地	みなみがわ
◇ 富田中○番地	◇ 富田中○番地	とみだなか
◇ 富田西○番地	◇ 富田西○番地	とみだにし
◇ 富田東○番地	◇ 富田東○番地	とみだひがし
◇ 田面○番地	◇ 田面○番地	たづら
大川郡志度町大字志度○番地	さぬき市志度○番地	しど
◇ 大字末○番地	◇ 末○番地	すえ
◇ 大字鴨庄○番地	◇ 鴨庄○番地	かもしょう
◇ 大字小田○番地	◇ 小田○番地	おだ
◇ 大字鴨部○番地	◇ 鴨部○番地	かべ
大川郡寒川町石田東○番地	さぬき市寒川町石田東○番地	いしだひがし
◇ 石田西○番地	◇ 石田西○番地	いしだにし
◇ 神前○番地	◇ 神前○番地	かんだき
大川郡長尾町昭和○番地	さぬき市昭和○番地	しょうわ
◇ 造田宮西○番地	◇ 造田宮西○番地	ぞうたみやにし
◇ 造田是弘○番地	◇ 造田是弘○番地	ぞうたこれひろ
◇ 造田野間田○番地	◇ 造田野間田○番地	ぞうたのまだ
◇ 造田乙井○番地	◇ 造田乙井○番地	ぞうたおとい
◇ 西○番地	◇ 長尾西○番地	ながおにし
◇ 東○番地	◇ 長尾東○番地	ながおひがし
◇ 名○番地	◇ 長尾名○番地	ながおみよう
◇ 前山○番地	◇ 前山○番地	まえやま
◇ 多和字※※○番地	◇ 多和※※○番地	たわ※※

※なお、旧町名が残る「町」は、「まち」と読むことになっています。



# 住所の表示変更により必要となる手続き等

大川郡5町(津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町)の合併及び市制施行に伴い、新市名が「さぬき市」となります。このことにより、住所変更等の手続きが必要となる場合がありますので、下表を参考に手続き等してください。

なお、表中の名称や所在地、組織の部・課・係などは、新市での名称を使用しています(係の名称については、変更となる場合があります)。

## 官公署等関係

件名	該当者	関係機関(窓口)	手続き等
不動産所有者(土地登記簿・建物登記簿等)の住所	土地・建物の登記簿等に津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町(以下「旧町」という。)の住所で登記されている方	高松法務局寒川出張所 さぬき市寒川町神前1641-1 ☎0879-43-4803 又は、不動産の所在地を管轄する法務局	合併及び市制施行により、所有者の住所が変更になりますが、旧町名を「さぬき市」として読み替える規定(不動産登記法第59条)があります。旧住所のままでは差し支える場合は、登記名義人(所有者等)の住所変更登記(非課税)を申請してください。 登記申請書は、4月1日以降、法務局寒川出張所、市役所本庁総務課、各支所総務課に備え付けておりますので、当該法務局に申請してください。
抵当権者等(土地登記簿・建物登記簿等)の住所	土地・建物の登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として旧町の住所で登記されている方		
商業登記・法人登記の本店及び主たる事務所(以下「本店等」という。)の修正と代表者の住所	旧町に所在する会社等及びその代表者	高松法務局寒川出張所 さぬき市寒川町神前1641-1 ☎0879-43-4803  本店等、支店及び従たる事務所(以下「支店等」という。)の所在地を管轄する法務局	(1) 商業及び法人にかかる本店等の所在地の変更は、法務局が職権で修正します。支店等の場合は、本店等を管轄する法務局で支店等の所在地変更登記を完了後、支店等を管轄する法務局で変更登記することとなります。 (2) 代表者の住所は、合併及び市制施行により、その住所の変更の登記があったものとみなす規定(商業登記法第26条)があります。登記簿の記載が旧住所のままでは差し支える場合は、代表者の住所変更登記(非課税)を申請してください(支店等の場合は、上記(1)と同じ)。 登記申請書用紙は、4月1日以降、法務局寒川出張所に備え付けておりますので、当該法務局に申請してください。
労働安全衛生法による免許証・技能講習修了証の住所	左記免許証等の所有者	香川労働局安全衛生課 高松市天神前5-12 ☎087-831-7284	住所変更の手続きは必要ありません。
政府管掌健康保険被保険者証の住所	左記健康保険の被保険者	香川社会保険事務局 高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビルディング新館2階 ☎087-811-1822	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、健康保険被保険者証の被保険者の住所欄は、ご自身で訂正してください。
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者の住所	左記年金の被保険者及び受給者	高松東社会保険事務所 高松市場上町3-11-1 ☎087-861-3972	住所変更の手続きは必要ありません。





件名	該当者	関係機関(窓口)	手続等
国民年金基金加入者及び受給者の住所	左記基金加入者及び受給者	香川県国民年金基金 高松市宮脇町1-1-23 ☎087-837-8885	住所変更の手続は必要ありません。
各種自動車の使用者・所有者の住所(自動車検査証)	軽自動車(4輪)の使用者・所有者	軽自動車検査協会・香川主管事務所 綾歌郡国分寺町福家甲 1258番地18(国分寺流通センター内) ☎087-870-6676	住所変更の手続は必要ありません。
	二輪(126cc以上)小型自動車及び普通自動車の各使用者・所有者	四国運輸局香川陸運支局 登録部門 高松市鬼無町佐藤20-1 ☎087-882-1356	住所変更の手続は必要ありません。ただし、抹消登録は、住所の変更登録(無料)のうえ手続してください。
自賠責保険等	左記保険等の加入者	各保険会社等	手続等は各保険会社等に確認してください。
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方 	①運転免許センター 高松市郷東町587番地138 ☎087-881-7615 ②運転免許東讃センター 大川郡大内町三本松1723番地2 ☎0879-25-0110 ③住所地・勤務地を管轄する警察署 ④住所地を受持つ交番・駐在所 (月曜～金曜日(祝日・振替休日を除く。)) の8:30～17:15 ※①運転免許センターについては、 上記曜日 9:00～18:30 日曜日 11:00～17:15	免許証の本籍・住所は、更新時に変更しますので、合併時に変更の手続は必要ありません。 なお、更新時までに変更を希望される方は、最寄りの窓口で手続できます。 手数料は不要。 
猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、人命救助等に従事する者届出済証明書、使用人届出済証明書	左記の許可証等の交付を受けている方	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課 (月曜～金曜日(祝日・振替休日を除く。)) の8:30～17:15	合併時に変更手続は必要ありません。 書換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続ができます。 手数料は不要。
風俗営業許可証、古物商・古物市場主の許可証、質屋許可証、金属くず商許可証、金属くず行商の証	左記の許可証等の交付を受けている方	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課 (月曜～金曜日(祝日・振替休日を除く。)) の8:30～17:15	合併時に変更手続は必要ありません。 書換えを希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続ができます。 手数料は不要。
警備業認定証	警備業認定証の交付を受けている方	主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課 (月曜～金曜日(祝日・振替休日を除く。)) の8:30～17:15	合併時に変更手続は必要ありません。 書換えを希望される方は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署で手続ができます。 手数料は不要。



警備員指導教育責任者資格者証、機銃警備業務管理者資格者証	左記の資格者証の交付を受けている方	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課 (月曜～金曜日(祝日・振替休日を除く。)) の8:30～17:15)	合併時に変更手続は必要ありません。 書換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続ができます。 手数料は不要。
警備員に係る検定合格証	左記の検定合格証の交付を受けている方		
自動車保管場所証明書	自動車保管場所証明書の交付を受けている方	保管場所を管轄する警察署の交通課又は地域・交通課 (月曜～金曜日(祝日・振替休日を除く。)) の8:30～17:15)	合併時に変更手続は必要ありません。 書換えを希望される方は、保管場所を管轄する警察署で手続ができます。 手数料は不要。
保管場所標章番号通知書	保管場所標章番号通知書の交付を受けている方		
通行禁止道路通行許可証、駐車許可証、制限外許可証、制限外けん引許可証	左記の許可証の交付を受けている方	許可証を発行した警察署の交通課又は地域・交通課 (月曜～金曜日(祝日・振替休日を除く。)) の8:30～17:15)	合併時に変更手続は必要ありません。 書換えを希望される方は、許可証を発行した警察署で手続ができます。 手数料は不要。
旅券(パスポート)	旅券所持者	香川県県民生活課 パスポート室 高松市香町4丁目1番10号 ☎087-832-3173	住所変更の手続は必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の住所をご自分で訂正してください。 ただし、査証のページに書き込みをすると旅券が使えなくなることがありますので、ご注意ください。
	旅券申請者		申請時に提出する住民票・戸籍抄(謄)本については発行後6ヶ月は、その間に変更がなければ使えます。
	※なお、4月からは東讃県民センター(大川合同庁舎内)さぬき市津田町津田930-2でもパスポートの手続きができます。 また、申請に必要な申請書、「パスポート(旅券)申請のご案内」は市役所にも備え付けてあります。		申請時間・場所 月曜日(休日、12月28日～1月4日を除く。)の午前10時～午後3時。 大川合同庁舎内の会議室
		受 取 り 翌月曜日(それまでに休日があれば延びます。)以降の平日に県民センターで受け取れます。	
		問 合 せ 先 県庁パスポート室	
食品の営業許可	食品の営業許可を受けている方	※4月1日以降は 香川県東讃保健福祉事務所 衛生課 高松市香町5丁目4番15号 ☎087-831-1531(代表)	変更手続は必要ありません。
環境衛生営業等許可及び特定建築物届出	理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場の営業許可等を受けている方並びに特定建築物の届出をされている方	※3月末日までは 香川県大内保健所 衛生課 大川郡大内町町田638番地4 ☎0879-25-3141	変更手続の必要はありません。
薬局等の許可	薬局等の許可を受けている方		変更届などの手続の必要はありません。
毒物劇物販売業等の登録	毒物劇物販売業等の登録を受けている方		変更届などの手続の必要はありません。
温泉の利用許可	温泉の利用許可を受けている方		変更届などの手続の必要はありません。





件名	該当者	関係機関(窓口)	手続等
預金通帳、定期預金証書等	預金者等	各金融機関	一般的には、住所変更の手続は必要ありませんが、個々には各金融機関に確認してください。
キャッシュカード(預金の払戻し等に利用)	左記カードの所有者	各金融機関、クレジット会社	
クレジットカード(買物代金等の決済に利用し、後日契約会社から請求のあるもの)			
有価証券、保険証書等	株券等の有価証券所有者、生命・損害保険等の加入者	各規約等に定める窓口	各社とも対応が異なりますので、詳細については各窓口へ確認してください。

## さぬき市役所関係

件名	該当者	市役所組織	手続等
印鑑登録証	左記の登録者	市民部 市民課住民登録係 各支所総務課	住所変更の手続きは必要ありません。
外国人登録証		市民課住民登録係	合併後、ご来庁の際に市民課で変更の記載をします。
交通傷害保険		左記保険の加入者	総務部 総務課交通防犯係 各支所総務課
老人保健医療受給者証	左記の受給者	市民部 国保年金課老人医療係 各支所福祉課	住所変更の手続きは必要ありません。 合併前に新しい受給者証を郵送しますので、お手元に届きましたら旧の受給者証を市役所本庁または各支所までご持参ください。4月からは、医療機関にかかる場合に必ず新しい受給者証を提示ください。
老人保健 特定疾病療養受療証	左記の受療者	市民部 国保年金課老人医療係 各支所福祉課	住所変更の手続きは必要ありません。 4月中に新しい受療証を郵送しますので、お手元に届きましたら旧の受療証を市役所本庁または各支所までご持参ください。医療機関にかかる場合に必ず新しい受療証を提示ください。
老人医療 入院時に係る減額認定証	左記の認定者		住所変更の手続きは必要ありません。 4月中に新しい減額認定証を郵送しますので、お手元に届きましたら旧の認定証を市役所本庁または各支所までご持参ください。医療機関にかかる場合に必ず新しい認定証を提示ください。



68・69歳医療費受給資格者証	左記の受給者	市民部(保健福祉事務所) 長寿障害福祉課福祉医療係 各支所福祉課	住所変更の手続きは必要ありません。 合併前に新しい受給資格者証を郵送しますので、お手元に届きましたら旧の受給者証を市役所本庁または各支所までご持参ください。 4月からは、医療費支給申請書を市役所または各支所へ提出する場合に、必ず受給資格者証を提示してください。
重度心身障害者等 医療費受給資格者証		市民部(保健福祉事務所) 子育て支援課乳幼児母子医療係 各支所福祉課	
母子家庭等医療費受給資格者証			
乳幼児医療費受給資格者証			
母子健康手帳	左記手帳の所持者	市民部(保健福祉事務所) 健康づくり推進課健康係 各支所福祉課	住所変更の手続きは必要ありません。
児童扶養手当証書	左記手当の受給者	市民部(保健福祉事務所) 子育て支援課児童母子福祉係 各支所福祉課	住所等は更新時に変更しますので、合併時に住所変更の手続きは必要ありません。
児童手当			住所変更の手続きは必要ありません。
特別児童扶養手当証書	左記手当の受給者	市民部(保健福祉事務所) 長寿障害福祉課障害者福祉係 各支所福祉課	住所変更の手続きは必要ありませんが、変更を希望される方は、合併後に証書持参のうえ来庁し、手続きを行ってください。
身体障害者手帳	左記手帳の所持者	市民部(保健福祉事務所) 長寿障害福祉課障害福祉係 各支所福祉課	住所変更の手続きは必要ありませんが、変更を希望される方は、合併後に手帳持参のうえ来庁し、手続きを行ってください。
療育手帳			
戦傷病者手帳			
精神障害者保健福祉手帳			
精神障害者通院医療費公費負担患者票	左記の患者票をお持ちの方	市民部(保健福祉事務所) 長寿障害福祉課障害者福祉係 各支所福祉課	住所変更等の手続きは必要ありません。 更新時に新しい住所表示になります。
国民健康保険被保険者証(国民健康保険証)	左記被保険者証等の所持者	市民部 国保年金課国保係 各支所福祉課	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい被保険者証を3月末日までに郵送しますので、4月1日からは新しい被保険者証をお使いください。
国民健康保険標準負担額減額認定証			住所変更の手続きは必要ありません。 標準負担額減額認定証は、5月31日までそのままお使いになれます。 新市の認定証は、次回認定時に該当する方に交付します。
国民年金被保険者の住所	左記年金の被保険者	市民部 国保年金課年金係 各支所福祉課	住所変更の手続きは必要ありません。



件名	該当者	市役所組織	手続等
介護保険被保険者証	左記の被保険者証の所持者	市民部(保健福祉事務所) 長寿障害福祉課介護保険係 各支所福祉課	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい被保険者証を4月中に郵送しますので、お手元に届きましたら新しい被保険者証をお使いください。
介護保険標準負担額減額認定証	左記の認定証の所持者	市民部(保健福祉事務所) 長寿障害福祉課介護保険係 各支所福祉課	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい認定証を4月中に郵送しますので、お手元に届きましたら新しい認定証をお使いください。
介護保険特定標準負担額減額認定証(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証)			
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証)			
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証			
訪問介護利用者負担額減額認定証(法施行時の訪問介護利用者等の利用者減額措置)			
保育所、学校等への住所変更手続き	学校等の在学者等	各学校等	公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校及び養護学校については、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、国立、私立の学校等については、各学校等にお問い合わせください。
原動機付き自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書	左記の標識の交付を受けている方	総務部 市民税課軽自動車税係 各支所総務課	住所変更の手続きは必要ありません。
犬の飼い主の住所	犬の飼い主	市民部 環境衛生課衛生係 各支所業務管理課	住所変更の手続きは必要ありません。



## 住所変更証明書(無料)の交付について

合併に伴う住所変更に関する証明書(無料)を4月1日(月)から下記の窓口で交付します。住所変更手続きに際して証明書が必要な方は、各窓口にお申し出ください。

## 書式例

### 証明書

合併により平成14年4月1日から下記のように変更したことを証明する。

記

新 香川県 さぬき市